

告示

埼玉県告示第四百号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
秋谷病院	埼玉県幸手市中四丁目十四番四十一号	令和五年三月三十一日